

登別市老人ホーム入所判定会議要綱

(目的)

第1条 老人ホームの入所の適正化を図るため、登別市老人ホーム入所判定会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、老人ホームの入所措置について検討し、その結果を市長に報告する。

(委員)

第3条 会議の委員は、10名以内とする。

2 委員は、保健所長、指定医療機関の医師、老人収容施設の長及び市職員のうちから市長が委嘱又は任命する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の中からこれを互選する。

2 委員長は、会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ、委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会議の招集)

第6条 会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、必要がある場合は学識経験者等の出席を求めるものとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は市長が定める。

附 則（昭和60年訓令第7号）

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年訓令第5号）

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年訓令第9号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成5年訓令第3号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年訓令第1号）抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成6年1月6日から施行する。